

ものづくり企業人材育成支援事業補助金

社員の研修に係る費用の一部を助成することにより、限られた人材を活用した労働生産性向上やデジタル化、カーボンニュートラル等に対応する人材の育成を図ろうとする企業の皆さまを支援します。

研修の例

- 外部の先進企業へ職員を派遣して実施する研修
- 外部で開催される業界団体等主催の研修



※研修方法は集合研修、オンライン研修など多様な方法による活用が可能

- 研修に係る経費の3分の2以内を補助（限度額50万円）

※補助を受けるためには上記以外の要件がございます。

くわしくは、下記の企業誘致担当までお気軽にお問い合わせください。

【鹿児島県庁産業立地課】 099-286-2967

【鹿児島県東京事務所】 03-5212-9062

【鹿児島県大阪事務所】 06-6341-5618

ものづくり企業人材育成支援事業の概要

対象者

県内製造業事業者

補助対象事業

対象者がその従業員等を対象に実施する労働生産性向上、労働生産性の向上やデジタル化、カーボンニュートラルに向けた取組の推進に資する人材のための研修であって、次の全てに該当するもの。

- ・ 事業所に勤務する従業員等が受講する研修であること
- ・ 専門的な知識及び技術を習得するものであること
- ・ 習得した知識及び技術を今後活用する計画があること
- ・ 事業実施年度の1月末までに研修が終了すること
- ・ 研修を受講した従業員等から、研修内容の報告（フィードバック）があること

※研修方法は集合研修、オンライン研修など多様な方法により活用が可能

補助率

補助対象経費の2/3以内

（対象経費：旅費（交通費、宿泊費（食費を除く））、受講料、教材費、講師謝金、講師旅費、その他必要と認められる経費）

補助限度額

1事業所につき50万円

募集方法・期間

【募集方法】

公募により実施（年10件程度）

※申請後、県において事業の必要性や実施効果などについて審査を行い、採択します。

【募集期間】

令和6年4月26日（金）～令和6年12月11日（水）

※予算の上限に達し次第、募集を終了します。